

**府中市市民活動センター プラッツ**  
**起業支援・個人有料利用コーナー 会員利用規約**

府中市市民活動センター プラッツ（以下、当センター）の起業支援・個人有料利用コーナー（以下、当コーナー）について法人、個人事業主、または個人が利用するにあたっての規約を定めています。お申込みの際、本規約をご確認、ご了承の上ご契約ください。なお、本規約の内容については事前の予告なくこれを変更する場合があります。

**第1条（契約および会員種別）**

- 1 当コーナーは市内でコミュニティビジネスを行っている者や起業を目指す者のほか、ブースを使用して個人的な活動を行いたい者等に対し、ブースを有料で貸し出すものです。
- 2 契約においては、本規約を承諾の上、指定された手続きを行い、当センターが契約書を承諾した時点で契約が成立するものとします。また契約成立時点で契約者を会員と呼称します。
- 3 会員種別  
月会員と年会員を「会員」と称します。

月会員	月額会費を支払い当コーナーを利用する方
年会員	年額会費を支払い当コーナーを利用する方

- 4 当コーナー内のロッカー（私書箱機能付き）の利用については、別途契約が必要です。

**第2条（会員申込み）**

- 1 月会員または年会員のお申込みに当たっては、「府中市市民活動センタープラッツ 起業支援・個人有料利用コーナー 会員申請書兼契約書」のほか次の書類をご提出ください。
  - (1) 法人の場合
    - ア 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）または印鑑登録証明書（いずれも3か月以内に発行のもの。コピーでも可。）
    - イ 代表者の住民票（一部）の写し（マイナンバーを記載していないもの）または運転免許証、パスポート、個人番号カードのいずれか
  - (2) 個人事業主または個人として申込みを行う場合  
申込者の住民票（一部）の写し（マイナンバーを記載していないもの）または運転免許証、パスポート、個人番号カードのいずれか
- 2 提出した書類に記載内容の変更があった場合には、変更から2週間以内に、変更内容を記載した書類および変更内容を証明する書類をご提出ください。

**第3条（契約期間）**

当コーナーの契約期間は次の通りとします。

月会員	契約期間開始月の1日から末日まで
年会員	契約期間開始月の1日から1年間

#### 第4条（会費）

会員は、次の会費を利用開始日までに支払うこととします。

月額会費 10,000円

年額会費 100,000円

#### 第5条（支払い方法）

- 1 会員は第4条（会費）で定められた会費を、利用開始日までに5階受付で支払わなければなりません。また、コピー機等附帯設備の使用料は、当コーナー利用終了後、都度5階受付で支払うものとします。
- 2 前項の規定に関わらず、月額会費と年額会費においては当センターが認めた場合には銀行振込による支払いが可能です。その場合振込手数料は会員が負担するものとし、当センターは振込明細書をもって領収証の発行に代えることとします。

#### 第6条（会員の権利）

- 1 当コーナーの利用時間は開館日の8時30分～22時とします。年末年始（12月29日～1月3日）および施設点検日（2月の第4月曜日）は休館日となり、ご利用頂けません。
- 2 会員は、1か月前より「場所取りくん」を使用して当コーナーの座席を予約することが可能です。
- 3 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与および譲渡することはできません。（ただし、代表者が申請し、当センターが許可した登録利用者1名を除く。）
- 4 当センターによる施設利用の許諾は、会員に借地借家法に基づく借家権、民法に基づく賃借権を付与するものではありません。

#### 第7条（施設利用の一時的な中断及び制限）

- 1 当センターは次の事由により、会員に事前に通知することなく、施設の利用を一時的に中断または制限する場合があります。
  - (1) 設備の保守、点検、修理、仕様変更などを行う場合
  - (2) 火災・停電が発生した場合
  - (3) 天変地異、テロなどが発生した場合
  - (4) その他、やむを得ず施設利用の一時的な中断および制限が必要であると当センターが判断した場合
- 2 施設利用の一時的な中断や制限が行われたことによる会員の損害について、当センターは一切責任を負う義務は無いものとします。

#### 第8条（会員の義務）

会員は「府中市市民活動センター プラッツ 起業支援・個人有料利用コーナー利用規則」など、当センターが別途定める当コーナーの利用における規則を遵守しなければなりません。また、それらに変更のあった場合、その変更に従わなければなりません。

#### 第9条（中途解約および契約解除）

- 1 会員が契約期間中に本契約の解約を希望する場合、解約を希望する日の前月までにお申出ください。
- 2 年会員の契約期間中の解約については、本契約開始月より9か月以内の解約の場合は、1か月単位で契約したとみなし、下記の計算式をもとに差額を返金します。なお10か月以降は返金いたしません。  
＜計算式＞  
$$100,000円 - 10,000円 \times \text{解約申請月までの使用期間(月)} = \text{還付金}$$
- 3 本契約は、契約満了月をもって自動で解除されるものとします。
- 4 中途解約および契約解除時には速やかにカードキーを返却してください。

#### 第10条（損害補償）

- 1 会員が故意または過失による出火その他の行為により、当センターまたは第三者に損害を与えた場合、会員はその損害をすべて補償しなければなりません。
- 2 前項の損害は、通常生じうる損害と特段の事情により生じた損害の双方を含むものとします。

#### 第11条（不当行為による利用制限と契約解除）

- 1 会員が次の各号に一つでも該当する場合、当センターは本契約を即時解除することができます。
  - (1) 法令に反する、または反する恐れのある場合
  - (2) 提出された確認書類が真正なものではなかったと発覚した場合
  - (3) 公序良俗に反する行為があった場合
  - (4) その他、当センターが当コーナー会員として不適切と判断したとき
- 2 前項により本契約が解除されたときは、会員は当センターに対し第4条（会費）または第5条（支払い方法）に定める未払いの費用がある場合には直ちに支払わなければなりません。  
また、当センターは会員によって既に支払われた会費等の費用については、会員からの請求があった場合に限り、第9条の2に準じて返金することが出来ます。ただし契約解除から1年が経過した場合は返金できません。

#### 第12条（情報の利用）

会員登録の際ご提供いただいた個人情報は、次の目的のためのみに利用します。

- 1 当センターからのイベント情報、サービスに関する情報のご提供
- 2 ご意見、感想、アンケート等の依頼

#### 第13条（守秘義務）

司法または行政機関より依頼があり、事件性があるなど情報開示する義務がある場合を除き、利用者の情報を利用者の承諾なしに第三者に開示することはありません。

第14条（全般）

- 1 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。
- 2 本契約に関する管轄裁判所は東京地方裁判所立川支部とします。

第15条（協議事項）

本規約の内容について疑義が生じたとき、または会員利用規約に定めのない事態が生じたときは双方誠意を持って協議し解決することとします。

附則

本規約は、平成30年6月1日より施行する。